

# 自転車通行空間の整備について

名古屋市では、安全な自転車利用を推進するため、歩行者、自転車、自動車の通行を分離する自転車通行空間の整備を進めています。

今年度、下記の箇所の整備を予定しています。



※工事着手は11月以降で予定しておりますが、工事实施の際には、工事看板等により周知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

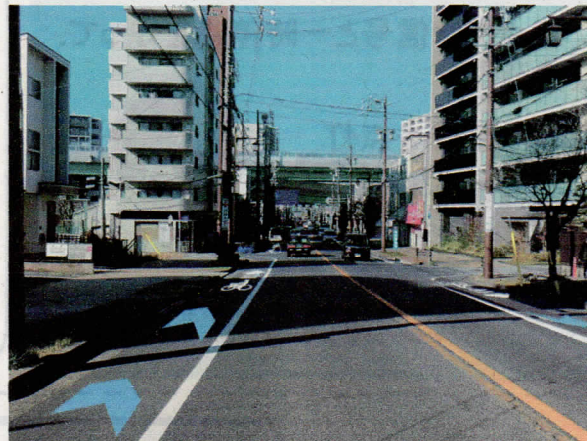
## ○整備イメージ

整備形態：矢羽根型路面標示

自転車の通行位置を明示し、自転車利用とドライバーに対して注意喚起を行います



整備前



整備後

※写真は堀川～江川線の箇所になります

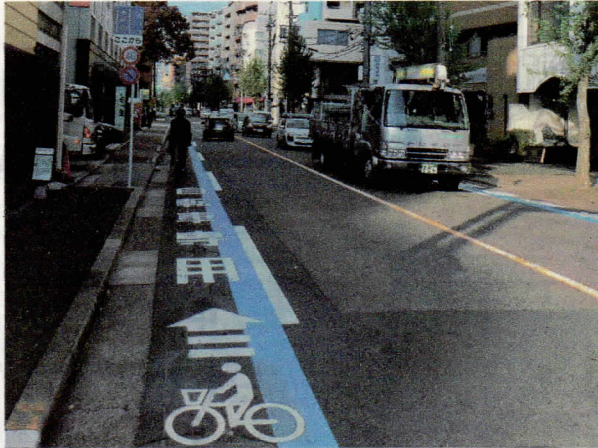
(裏面へ続きます。)

○自転車通行空間の整備内容について

自転車通行空間として、主に路面を青色のペイントで区分した自転車専用通行帯(①)や、矢羽根型路面標示(②)を整備しています。

○整備形態のイメージ(堀川東線の整備状況(昨年度整備箇所))

①【自転車専用通行帯】



原則、幅員 1.5m確保可能な箇所は、警察との協議のうえ、規制をして自転車専用通行帯を設けます

②【矢羽根型路面標示】



自転車の通行位置を明示し、自転車利用とドライバーに対して注意喚起を行います

道路を利用される皆様へお願いです

🚲 自転車を利用される方へ 🚲

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

ただし、以下の場合は歩道を通ることができます。

- 「歩道通行可」の標識(※)、標示がある場合
- 13歳未満の子ども、70歳以上の方  
車道通行に支障がある身体に障害がある方が運転している場合
- 車道通行が危険な場合

- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 3 夜間はライトを点灯

- 4 飲酒運転は禁止

- 5 ヘルメットを着用



※「歩道通行可」の標識

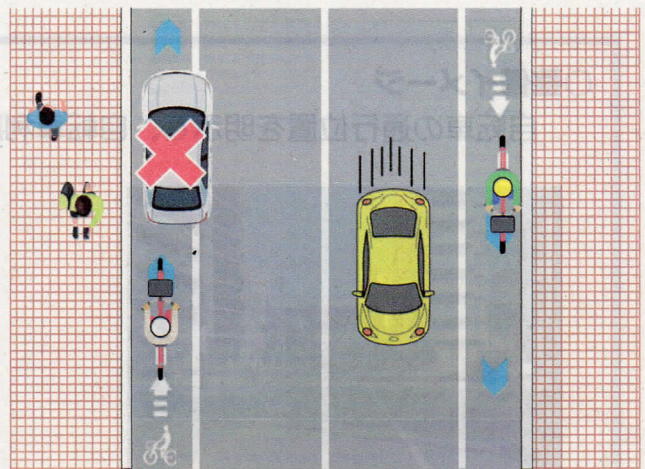
「自転車は車のなかま～自転車はルールを守って安全運転～」(警察庁ホームページ (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>)) を加工して作成

🚗 ドライバーの方へ 🚗

路上駐車はご遠慮ください



整備予定路線は現在、駐車禁止となっています。駐車場などを利用しましょう。



名古屋市 緑政土木局 自転車利用課 (自転車通行空間担当)  
電話 (052)972-2871 FAX (052)972-4183